消耗品等

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　分 | 内　　　　　　容 |
| 補助の対象  となるもの | 訓練等に係る消耗品費、燃料費※１、食材費（炊き出し訓練の材料費等※２） |
| 訓練等に要した電気、水道、ガスの使用料金 |
| 訓練等に使用した資機材等の修繕費 |
| 訓練等に要した施設使用料や防災機器等の借上料 |
| 防災マップ、パンフレット、チラシ等の作成費又は購入費 |
| 応急手当のための医薬品 |
| 訓練等にかかる講師への謝礼 |
| その他、市長が必要と認める経費 |

※１車両に係る燃料費は認めない。

※２食材費で次のものは認めない。

　「弁当」、「菓子類（ただし、備蓄用として販売されているものを除く）」、「アルコール類」、「おみやげ代」、「訓練当日以外に使用した食材」